

広報

くどやま

2025

3月号

No.593

第17回
九度山世界遺産マラソン



第17回九度山世界遺産マラソン入賞者

各部門の入賞者は次のとおりです。(敬称略) ※一般部門の入賞者は、1位のみ掲載

●小学1・2年生

男子【1km】

- 1位 坂本 惺哉
- 2位 前 惠人
- 3位 齋藤 佑太

女子【1km】

- 1位 奥 きなり
- 2位 岸本 紗矢音
- 3位 梶村 虹心

●小学3・4年生

男子【2km】

- 1位 竹本 健人
- 2位 新谷 智樹
- 3位 岡崎 遼一郎

女子【2km】

- 1位 森實 佳奈
- 2位 池本 碧月
- 3位 木村 柚菜

●小学5・6年生

男子【2km】

- 1位 中西 偉知朗
- 2位 井上 冬磨
- 3位 中西 結仁朗

女子【2km】

- 1位 山本 華里奈
- 2位 平代 結愛
- 3位 丸山 翼

●中学生

男子【3km】

- 1位 椿本 凌久
- 2位 木南 公博
- 3位 井上 雅久

女子【2km】

- 1位 竹下 愛
- 2位 椿本 実央
- 3位 竹嶋 花

●一般

男子【5km】

- (高校生～22歳)
- 1位 川端 烈火
- (23歳～39歳)
- 1位 上野山 公基
- (40歳～59歳)
- 1位 橋本 欣哉
- (60歳以上)
- 1位 内田 武史

女子【5km】

- (高校生～22歳)
- 1位 久保 瑚都
- (23歳～39歳)
- 1位 寺山 睦姫
- (40歳～59歳)
- 1位 南方 惟久子
- (60歳以上)
- 1位 佐久間 通子

●一般 ハーフマラソン

男子

- (高校生～22歳)
- 1位 小川 聖流
- (23歳～39歳)
- 1位 佐藤 圭太
- (40歳～59歳)
- 1位 寺下 祐喜
- (60歳以上)
- 1位 久保 功

女子

- (23歳～39歳)
- 1位 伊藤 佑夏
- (40歳～59歳)
- 1位 小川 千恵子
- (60歳以上)
- 1位 清水 小百合



第17回九度山世界遺産マラソン

約600名の選手がエントリー!

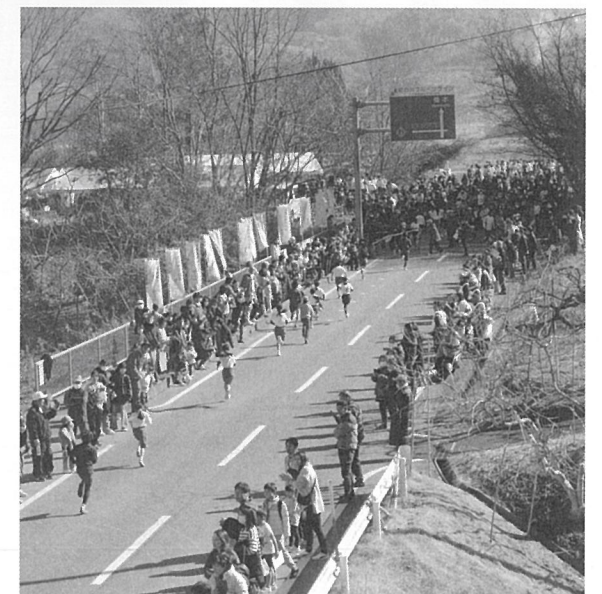


1月19日、紀の川フルーツラインをコースにした「第17回九度山世界遺産マラソン」が開催され、一般の部(5km)をはじめ一般ハーフマラソン、小・中学生男女の部あわせて12の種目で、小学生から大人まで、町内・外から多くの選手が出場しました。

オープニングセレモニーは、九度山町役場前で行われ、町長から選手の皆さんへ激励の言葉が贈られました。午前10時30分の小学生1・2年生のスタート号令後、種目別にそれぞれスタートし、元気よく世界遺産のまちを快走しました。

また、沿道の観客や家族の方々からたくさんの声援が送られていました。

入賞者の方々には、町長から表彰状と多くの副賞・記念品が贈られました。

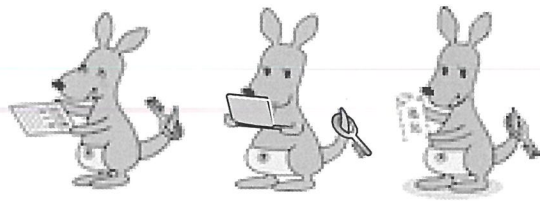


法務局（国）であなたの遺言書をお預かりします！

- ①安心
 - ・遺言書の紛失や改ざんを防ぎます。
- ②簡単・安価
 - ・家庭裁判所の検認が不要です。
 - ・手数料は1通3,900円です。
- ③親切
 - ・遺言書の存在を相続人等に通知します。

なお、遺言書の内容について御不明な点がある場合は、公証役場や弁護士など法律の専門家に御相談することをおすすめします。

■問い合わせ 和歌山地方法務局橋本支局（☎32-0206）



道路上に出ている樹木の適正な管理をお願いします

道路に隣接する私有地から、道路上に樹木（庭木や果樹など）が出ていると、車両や歩行者の通行に支障となり、また見通しが悪くなることで交通事故につながる恐れがあります。

道路上に樹木が出ていると次のような危険があります

- ・歩行者が車道を歩くことで交通事故が起きる。
- ・枝が走行車両などに接触することで傷ついたり壊れたりする。
- ・カーブミラーなどが見えづらくなることで交通事故が起きる。

樹木の所有者が賠償責任を問われることがあります

道路上に出ている樹木が原因で歩行者がケガを負ったり、車両が損傷したりといった事故が起きた場合、樹木の所有者が法律により賠償責任を問われることがあります。

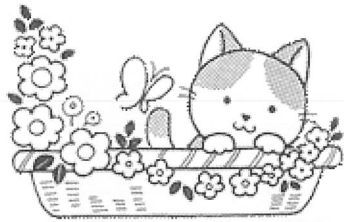
みなさまには、所有している樹木を日頃から剪定するなど適正な管理をお願いします。

■問い合わせ 建設課（☎54-2019）

「くどやま森の童話館」からのお知らせ

令和7年度は、4月5日（土）午前9時から開館します。
令和7年度もコンサートをはじめ、各種イベントを予定しております。
イベント内容は決定次第、広報等でお知らせしていきます。

- 開館期間 4月～11月
- 開館日 土曜、日曜、国民の休日、特定期間
- 開館時間 午前9時～午後4時30分
- 問い合わせ 教育委員会 社会教育課（54-2019）



令和7年度『公民館 子ども英語教室』の生徒を募集します！

九度山町子どもたちに、生涯を通して役に立つ力を身につけてもらう教育活動の一環として、英語圏の講師先生による小学校へ入学する前のお子様（幼児）を対象に、学校教育だけでなく社会教育においても幼児のための英語教室（英語あそび）を開設しています。

親子で遊びながら楽しく自然と英語にふれあいましょう！音楽やリズムに合わせてながら体全体で英語を楽しみましょう！原則、参加費は無料ですが、ハロウィンやクリスマス会の時、一部負担があります。

【各コース定員15名】

○2・3歳児（保護者同伴）コース ○4・5歳児コース

遊びをとおしてネイティブな英語になれよう！ゲームや英語の絵本で楽しくあそぼう！

※詳細については、事務局へお問い合わせください。

■問い合わせ 中央公民館事務局（☎54-2019）

厚生労働大臣表彰を受賞

11月26日、宮脇早江子さん（九度山町社会福祉協議会）が、令和6年度社会福祉功労者に対する厚生労働大臣表彰を受賞されました。

宮脇さんは、多年にわたり介護支援専門員としてその業務に精励し、九度山町の高齢者の方々の生活支援に大きく貢献されました。

そのご功労・ご功績に対し、敬意を表するとともに、この度の受賞を心からお喜びいたします。



▲左 宮脇さん

匠の技を次世代へ継承

1月20日、広良地区の園地において、富有柿についての講習会が開催され、伊都・橋本管内の農家の方々が参加しました。

実技では、剪定時に注意するポイントや、剪定ばさみの使い方などを実演し、「匠の技伝道師」である中谷裕一さんの柿栽培技術が次世代へ継承されました。



「文化財防火デー」に消防訓練を行いました！

1月26日は、「第71回文化財防火デー」でした。

「文化財防火デー」の趣旨としては、文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図ることにあります。

また、平成31年にフランスのノートルダム大聖堂と沖縄首里城跡での火災を契機とし、文化財部局と消防部局とが連携しながら文化財の防火対策等を推進しているところです。

本町においても、1月26日に世界遺産である慈尊院にて、伊都消防本部、九度山町消防団第2分団、慈尊院・丹生官省符神社関係者、地域防災課、教育委員会の参加のもと、消防訓練を実施しました。



国民健康保険に加入の皆さまへ

マイナ保険証をお持ちでなくても、これまでどおりの医療を受けることができます。

令和6年12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行していくことになりました。(例年3月の保険証の一斉送付はありません。)

令和6年12月1日までに発行されたお手元の保険証は、記載されている有効期限(令和7年12月1日)まで使用することができますので、有効期限まで廃棄せずにお持ちください。

※令和7年12月1日までに75歳になる方は、有効期限が異なります。

保険証の有効期限以降の取り扱いについて

○マイナ保険証をお持ちでない方…「資格確認書」を交付します。

マイナンバーカードをお持ちでない方や、マイナンバーカードを持っているが保険証の利用登録をされていない方には、お手元の保険証の有効期限が切れる前(令和7年11月頃)に保険証の代わりとなる「資格確認書」を送付する予定です。(申請不要)

医療機関等を受診される際は、「資格確認書」をご提示ください。

○マイナ保険証をお持ちの方

医療機関等にマイナ保険証を提示してください。マイナ保険証を使用する際には、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限にご注意ください。

顔認証付きカードリーダーの不具合などマイナ保険証の読み取りができない場合には、マイナ保険証と併せて「資格情報のお知らせ」を提示してください。

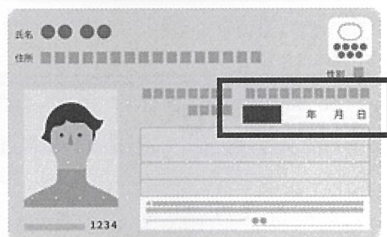
「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証をお持ちの方にご自身の被保険者資格情報を把握できるように、お手元の保険証の有効期限が切れる前(令和7年11月頃)に送付する予定です。

ご注意ください!! マイナンバーカードの有効期限切れ

マイナンバーカードには、2種類の有効期限があります

①マイナンバーカード自体の有効期限

②カードに搭載されている電子証明書の有効期限



← マイナンバーカード自体の有効期限(印字)

← 電子証明書の有効期限(手書き)

電子証明書及びマイナンバーカード自体の有効期限の有効期限2～3ヶ月前を目処に有効期限通知書が国から送付されますので、有効期限通知書が届きましたら、更新の手続きをしてください。

なお、有効期限通知書が届かない場合でも、役場にて有効期限の3ヶ月前の翌日から手続きが可能です。

※マイナンバーカード自体の更新には、1～2ヶ月かかりますので、お早めのお手続きをオススメします。

転出届はマイナポータルから! 来庁不要で待たずに手続き!

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンラインで転出届ができます。このサービスを利用する方は、転出にあたり役場への来庁が原則不要になります。詳しくはデジタル庁のホームページをご覧ください。

※住所の異動に伴うその他のお手続きに来庁いただく場合もあります。



引っ越し手続きについて | 引っ越し | マイナポータル
https://myna.go.jp/html/moving_oss.html



引っ越し手続きオンラインサービス | デジタル庁
https://www.digital.go.jp/policies/moving_onestop_service

■注意事項

- 署名用電子証明書・利用者用電子証明書が搭載されていないマイナンバーカードでは、このサービスは利用できません。
- マイナポータルを通じて転出届をただけでは、住所の異動は完了しません。転入先市町村窓口で転入届等の手続きが必要です。

町の情報(令和7年1月31日現在)
■人口 3,737人(男1,692人/女2,045人)
■世帯数 1,845世帯

最新の情報を随時配信中!

町ホームページ



町公式
LINEアカウント

